

第 1 回定例会

平成31年 3月 5日開会

平成31年 3月12日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

平成31年第1回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成31年3月5日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報 告 第 1号 各常任委員会所管事務調査報告について
- 第 5 発 議 第 1号 各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について
- 第 6 発 議 第 2号 議会運営委員会議会閉会中における継続審査について
- 第 7 発 議 第 3号 小清水町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第 8 承 認 第 1号 専決処分した事件の承認について（北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について）
- 第 9 議 案 第 1号 小清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例制定について
- 第10 議 案 第 2号 乳幼児及び児童等医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議 案 第 3号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議 案 第 4号 小清水町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議 案 第 5号 平成30年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について
- 第14 議 案 第 6号 平成30年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第15 議 案 第 7号 平成30年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 第16 議 案 第 8号 平成30年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第17 議 案 第 9号 平成30年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議 案 第10号 平成30年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議 案 第17号 小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 第20 同 意 第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第21 議 案 第11号 平成31年度小清水町一般会計予算について
- 第22 議 案 第12号 平成31年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第23 議 案 第13号 平成31年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第24 議 案 第14号 平成31年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第25 議 案 第15号 平成31年度小清水町簡易水道特別会計予算について
- 第26 議 案 第16号 平成31年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算について

○出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	服部隆文君
出納室長	瀧口顕君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	斎藤高広君
保健福祉課長	村上信二君
産業課長	細川正彦君
建設課長	荒木和正君
子育て支援課長	組野麻記君
生涯学習課長	中野也寸志君
選挙管理委員会事務局長	服部隆文君
農業委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	服部まどか君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、平成31年第1回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

5番 工藤孝一 議員 6番 大石誠示 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

高橋隆文議会運営委員長。はい、7番。

○議会運営委員長（高橋隆文君）議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

第1回定例会を開催するに当たりまして、去る2月26日と本日、議会運営委員会を開催いたしまして、本日開会の定例会等の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、町長から提出されている議案19件であります。

その内容につきましては、条例4件、補正予算6件、新年度予算6件、その他1件、承認1件、同意1件が提出されておりまして、発議、報告も予定されております。したがって、提出議案の内容、件数を判断いたしまして、本定例会の会期は、3月5日から3月12日までの8日間とすることが妥当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期8日間であります。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日から3月12日までの8日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。

○事務局長（権藤結君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

12月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

久保町長。

○町長（久保弘志君）定例町議会の開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

3月に入りまして、暖かく穏やかな日が続き、春の訪れを感じられるようになってまいりました。向こ

う3カ月予報でも、気温は高めの日が続き、全般に季節の歩みが早まりそうとのことでありまして、このまま穏やかに経過していくことを願うところであります。

そうした本日、平成31年第1回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には時節柄公私とも何かと御多用の中、全員の御応召を賜りましたことに、心からお礼を申し上げます。

平成の時代では最後となり、議員の皆様におかれましても任期満了を迎える節目の定例町議会でございます。この間、議長様を初め議員の皆様には本町の将来像、マイライフタウン小清水の実現に向けて、総合戦略に掲げる4つの理念のもとに取り組んでおります重点プロジェクトの推進に対しまして多大なお力添えを賜りましたこと、ここに改めまして深く感謝を申し上げます。

さて、本定例町議会に御提案させていただきます案件でございますが、初めに、承認案件につきましては、北海道市町村総合事務組合規約において、法的根拠に沿った改正を早急に行う必要があり、専決処分をいたしましたので、承認をお願いするものでございます。

次に、人事案件につきましては、オホーツク町村公平委員会委員の選任の同意をお願いするものでございます。

議案でございますが、条例関係につきましては、指定居宅介護支援事業者の指定要件などの基準を定める条例の制定1件、乳幼児及び児童等医療費の給付に関する条例の一部改正など、条例改正3件、補正予算では、平成30年度国の補正予算に関連して、翌年度に繰り越して活用する事業予算の追加のほか、最終執行見込みによる計数整理を含めた一般会計など、各会計補正予算6件、新年度当初予算では、平成31年度一般会計など、各会計予算6件、さらに、過疎地域自立促進市町村計画の変更1件、合わせて17件を御提案することとしております。

各案件につきましては、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げまして、定例町議会開会に当たりましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告は、お手元に配付しております報告書のとおりでございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

以上で行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（坂田秀昭君） 日程第4、報告第1号、各常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

各常任委員会の報告を求めます。

初めに、林幸雄総務文教常任委員長の報告を求めます。

はい、8番、林幸雄議員。

○総務文教常任委員長（林幸雄君） はい、8番。総務文教常任委員会より御報告をいたします。

議案書でございますが、4ページ、別紙1をごらんをいただきたいと思っております。

平成30年3月6日開会されました第2回定例会におきまして、本委員会に付託されました事件につきましては、下記のとおり10日間にわたり委員会を開催し、調査を実施したものでございます。

主な調査項目といたしましては、小清水小学校の現状視察、これを初めといたしまして、人事院勧告の内容及び新たに取り組む知床ナンバー、これなどにつきまして現地調査及び各担当者から説明を受けて、調査を終了したものでございます。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君） 次に、八木勝正経済厚生常任委員長の報告を求めます。

はい、3番、八木勝正議員。

○経済厚生常任委員長（八木勝正君） はい、3番。経済厚生常任委員会より御報告を申し上げます。

まずは、議案書5ページ、別紙2をごらんをいただきたいと思っております。

平成30年3月6日開会の第2回定例会において、本委員会に付託された事件につきましては、記載のとおり12日間にわたり委員会を開催し、調査を実施いたしました。

主な調査項目といたしましては、空き家対策を初め、農作物の作況調査や大空町のポイントカード事業、さらには、道路整備工事の完成状況などについて、現地調査及び各担当者からの説明を受け調査を終了いたしました。

以上で、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎発議第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第1号、各常任委員会議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎発議第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、発議第2号、議会運営委員会議会閉会中における継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎発議第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、発議第3号、小清水町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。はい、7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）はい、7番。ただいま上程されました発議第3号、小清水町議会会議規則の一部を改正する規則制定について、御説明申し上げます。

別途お配りしております新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正内容につきましては、平成28年6月定例議会から、実施要項により試行してまいりました一般質問におきまして一問一答方式を正式に規則に定めるものでございます。

第61条の第5項で方式と回数制限を、第61条の2に反問権を新たに加える内容となっております。

施行期日につきましては、次期の任期開始日となる平成31年5月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

発議第3号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、発議第3号、原案のとおり可決されました。

◎承認第1号

○議長(坂田秀昭君) 日程第8、承認第1号、専決処分した事件の承認について(北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について)を議題といたします。

説明を求めます。

服部総務課長。

○総務課長(服部隆文君) ただいま上程されました承認第1号、専決処分した事件の承認について(北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について)、御説明申し上げます。

議案書12ページでございます。

あわせてお配りしております新旧対照表をごらんください。

北海道市町村総合事務組合につきましては、道内の市町村一部事務組合などの非常勤職員及び非常勤消防団員などの公務上の災害に対する損害補償に関する事務を共同処理するために設立され、その事務ごとに団体が異なる複合的一部事務組合でありまして、ここに北海道が構成員となっている団体が含まれていたところでございますが、これについて、地方自治法では、複合的一部事務組合の構成員は市町村及び特別区に限られ、北海道が構成員となっている団体は、本来組合には加入できないとの指摘が総務省よりあったものでございます。

このことから、今回、法に適合するための規約の改正が必要となったところでございますが、法的根拠を欠くこととなる組合の事務処理を早急に是正する必要がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分をさせていただいたものでございます。

内容につきましては、現在の規約が適法ではないことから、新たに規約を制定し、現行規約を廃止するという形をとっております。改正内容がわかるよう、参考として新旧対照表をお配りしておりますので、ごらんください。

新旧対照表の1ページでございます。

別表第1の石狩振興局の欄、ここにあります北海道市町村職員退職手当組合、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団、この3団体が道が構成員となっているものでございまして、これを削除しております。

また、今回構成員から外れた団体の事務を継続して行うために、第14条として、委託を受けられる規定を追加するものでございます。

その他、別表の改正は、団体の名称変更及び廃止によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

承認第1号、採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、承認第1号、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号

○議長（坂田秀昭君） 日程第9、議案第1号、小清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君） ただいま上程されました議案第1号、小清水町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例制定について御説明申し上げます。

議案書のほう、23ページをごらんください。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正が施行されたことから、本町におきましても政令に準じ条例の制定を行うものでございます。

別途お配りしております条例案概要をごらん願います。

1の条例制定の理由につきましては、このたびの介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等の事務は市町村が実施主体となり、これに伴い、指定居宅介護支援事業の基準等、現在都道府県の条例で定めている事項を、市町村の条例で定めるものです。

条例委任事項、根拠規定、基準省令等につきましては、記載のとおりとなっております。

2つ目の条例の主な概要につきましては、第1条は、条例制定の根拠となる規定により定める趣旨を、第2条では、申請者の要件を法人としております。

次のページに移ります。

第3条で、基本方針を定め、人員に関する基準として第4条では、指定居宅介護支援事業者は1名以上の介護支援専門員の配置を、第5条では、事業所ごとに常勤の管理者を置き、管理者は主任介護支援専門員でなければならないことを定めております。第6条から第31条までは、事業の運営に関する基準を、第32条では、一部の基準を満たしていない事業者の場合であっても、町として必要な事業所と判断した場合は、基準該当居宅介護支援事業者として認めることができることとなっていることから、この場合は、各種規定を準用するとの基準該当居宅介護支援に関する基準を定めております。

3の制定規則ですが、第1条では施行期日を、第2条では、第5条第2項に定めました管理者は主任介護支援専門員でなければならないとの規定につきまして、平成33年3月31日までの間、介護支援専門員でも可能とする経過規定を、第3条は、本条例を定めることに伴いまして、小清水町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第93条第2項中に規定する北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条各号の引用を、小清水町指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例第15条各号に改めるものです。

3ページ目につきましては、参考といたしまして、指定居宅介護支援事業所及び介護支援専門員についての説明と、小清水町内にある指定居宅介護支援事業所を記載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第2号

○議長（坂田秀昭君） 日程第10、議案第2号、乳幼児及び児童等医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君）ただいま上程されました議案第2号、乳幼児及び児童等医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案書の40ページとなります。

本条例の一部改正につきましては、子育て世代へのさらなる負担軽減とともに、子供の保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、対象となる年齢を15歳から18歳へと拡充し、それに伴い対象者の名称を「乳幼児及び児童等」から「子供」に改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表をごらん願います。

対象年齢の拡充に合わせて、条例の題名及び第1条から第4条中の対象者の名称を「乳幼児及び児童等」から「子供」に改正をし、第2条第1項において、対象者の定義を「15歳」から「18歳」に改正、第3条において受給資格者の定義を改正し、保護者が本町に住所を有し、看護されている子供も対象とするものでございます。

これによりまして、進学で町外に転出された子供も対象となります。

第3号では、対象者から除かれる者の追加を行うものでございます。

2ページ、下段、改正附則ですが、第1項は施行期日を、第2項は、改正前の条例の規定により交付されている受給者証は、改正後に交付されたものとみなす経過措置を規定するものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第3号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君）ただいま上程されました議案第3号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、国民健康保険施行令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されることから、本町におきましても、政令に準じ所要の改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表をごらん願います。

1ページ、第17条の6では、国民健康保険料の賦課額のうち、基礎賦課額における限度額を「58万円」から「61万円」に改正し、第24条では、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、第1項第2号は5割軽減において、第3号は2割軽減において、それぞれ世帯の算定対象被保険者数に乘じる金額を引き上げ、軽減を拡大する措置を講じる規定を定めるとともに、引き上げ後の限度額を準用する規定の改正を行うものでございます。

2ページ、下段、改正附則ですが、第1項は施行期日を、第2項は平成30年度以前の保険料に係る経過措置を規定するものでございます。

このたびの改正では、基礎賦課額の限度額を引き上げるとともに、保険料の減額措置の対象とする世帯の所得判定基準を緩和し、中低所得者層における保険料の軽減拡大を拡大する措置を講じるものであります。

す。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により経済厚生常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第4号、小清水町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）ただいま上程されました議案第4号、小清水町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書では43ページからになります。

あわせて、別途お配りしております新旧対照表をごらんください。

条例改正案の内容につきましては、学校教育法改正法により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられ、大学制度の中にこれらが位置づけられたこと。また、技術士試験の見直しがされ、選択科目であった水道環境が上水道及び工業用水道の選択科目に統合されたことに伴い技術士法施行規則が改正されましたので、これらを規定します本町の条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

まず初めに、学校教育法改正に関係する改正でございますが、「短期大学に専門職大学の前期課程終了者を含むこと」とされたことから、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に、その規定を追加することとし、第3条第3号、第4条第2号及び第4号において改正するものでございます。

次に、技術士法施行規則の改正に関係し、第3条第8号において、布設工事監督者の資格要件から水道環境を削除するほか、第6号は文言の整理を行う改正をするものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項は、この条例の施行を平成31年4月1日からとする施行規則を、第2項においては、条例施行前に技術士法による2次試験のうち、上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択した者は、上下水道及び工業用水道を選択したものとみなす経過措置の規定を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第1項の規定により経済厚生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第5号 乃至 議案第10号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第5号ないし日程第18、議案第10号、平成30年度小清水町

一般会計補正予算（第6号）について、平成30年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、平成30年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、平成30年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、平成30年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、平成30年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただいま一括上程されました議案第5号ないし議案第10号、平成30年度小清水町各会計補正予算、初めに、議案第5号、平成30年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,928万8千円を追加し、予算の総額を60億3,665万2千円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正は、平成30年度国の補正予算（第2号）による道営事業の繰り越しに伴います道営草地畜産基盤整備事業及び道営農道整備事業の2事業を、国の補正予算（第1号）により事業採択を受けました義務教育施設冷房設備整備事業の合計3事業につきまして翌年度に繰り越し、事業の執行を行うこととし、追加するものです。

次のページになります。

第3表債務負担行為補正につきましては、平成31年10月からの消費税率変更に伴い、それぞれの事業の限度額変更を行うものであります。

なお、町道管理事業につきましては、昨年12月定例町議会で限度額の議決をいただいた後における契約実績に基づき、限度額の変更を行うものであります。

11ページをお願いいたします。

第4表地方債補正の1、追加は、国の補正予算（第1号）において事業採択を受けました義務教育施設冷房設備整備事業債を追加、2、変更は、道営草地畜産基盤整備事業債及び道営農道整備事業債で、繰り越し事業実施による追加分の変更を、J-ALERT機器更新事業債ほか3事業につきましては、事業費の確定に伴いましてそれぞれ限度額の変更を行うものでございます。

次に、歳出予算についてですが、執行見込額残額や、事業費確定等による減額が主なものでございますので、追加となる主な事業費及び特に説明を要するもののみ説明させていただきます。

主要施策調とあわせてごらんください。

補正予算書22ページになります。

初めに、1款議会費は、9節旅費から13節委託料まで、執行見込額確定により総額36万円を減額計上。

同じく補正予算書22ページ、主要施策調1ページから3ページになります。

2款総務費ですが、1項総務管理費1目一般管理費は、4節共済費から19節負担金補助及び交付金まで、執行見込額確定によりそれぞれ減額、2目町民活動推進費15節工事請負費から、次のページになります、19節負担金補助及び交付金まで、執行見込額確定により減額。

4目財産管理費14節使用料及び賃借料は、執行見込額確定により減額、25節積立金は、今後の財政運営を円滑に進めるため、財政調整基金に5千万円追加するほか、防災拠点を兼ね備えた複合型公共施設の建設へ向けて多額の一般財源が必要となることから、公共施設整備基金積立金1億円追加、ふるさと事業基金積立金は、指定寄附として17万円を追加するほか、本年度におけるふるさと納税寄附金について、積み立て可能額1億円追加、合計1億17万円追加計上、5目防災費18節備品購入費は、全国瞬時警報システムの機器更新に係る受信機等購入費の確定に伴い、減額計上、6目企画広報費7節賃金から14節使用料及び賃借料まで、ふるさと納税推進事業に係る執行経費見込み額確定により、それぞれ減額、12目開町100年記念事業費8節報償費から、次のページになります、19節負担金補助及び交付金ま

で、執行経費見込み額確定により、それぞれ減額、総務管理費合わせまして1億331万8千円追加計上するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、9節旅費及び13節委託料まで、執行見込み額確定によりそれぞれ減額、戸籍住民基本台帳費合わせまして55万9千円減額計上するものであります。

4項選挙費は、1目選挙管理委員会費4節共済費で、年度内執行に不足が見込まれる市町村職員共済組合負担金2万5千円追加計上するものです。

次のページになります。

補正予算書25ページ、主要施策調4ページから10ページになります。

3款民生費は1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、9節旅費から20節扶助費まで、執行見込み額確定によりそれぞれ減額、25節積立金は、2件の指定寄附として福祉振興基金積立金25万円追加、3目老人福祉費から、次のページになります、8目介護保険対策費まで、執行見込み額確定によりそれぞれ減額、社会福祉費合わせまして1,685万7千円減額計上するものであります。

2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費から3日子育て支援費まで、執行見込み額確定によりそれぞれ減額、4目保育所費は、7節賃金から9節旅費まで、執行見込み額確定によりそれぞれ減額。

次のページになります。

11節需用費は、年度内執行に不足が見込まれる施設燃料費30万円追加計上、13節委託料から19節負担金補助及び交付金は、執行見込み額確定によりそれぞれ減額、5目へき地保育所費につきましても、11節需用費において年度内執行に不足が見込まれる施設燃料費8万円追加計上するほか、9節旅費及び13節委託料から19節負担金補助及び交付金まで、執行見込み額確定によりそれぞれ減額、児童福祉費合わせまして684万円減額計上を行うものであります。

補正予算書、同じく27ページ、主要施策調11ページから15ページになります。

4款衛生費は、1項保健衛生費1目保健衛生総務費から、次のページになります、6目墓地葬祭場費まで、執行見込み額確定によりそれぞれ減額、保健衛生費合わせまして1,658万2千円減額計上を行うものであります。

次のページになります。

補正予算書29ページ、主要施策調16ページから24ページになります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、13節委託料及び19節負担金補助及び交付金において、執行見込み額確定によりそれぞれ減額するほか、25節積立金で、道営地域汚水環境整備事業、みどり地区における後年度の事業費負担について多額の財源を要する見込みであることから、事業執行に支障のないよう、基金積み立てを行うこととし、農畜産振興基金積立金5千万円追加計上、4目畜産振興費19節負担金補助及び交付金は、道営草地畜産基盤整備事業負担金において、本年度執行経費及び翌年度繰越額との差額分として200万円減額計上するほか、各補助金の執行見込み額確定によりそれぞれ減額、5目農業・農村基盤整備推進費は、19節負担金補助及び交付金、町営土地改良事業関係町負担金において、畑かん施設の維持管理費に係る小清水町受益者の清里町属地分に係る負担金1万2千円を追加計上するほか、各負担金等の執行残を減額計上、9節旅費から15節工事請負費につきましても、執行見込み額確定により、それぞれ減額。

次のページになります。6目活性化センター費につきましても、執行見込み額確定によりそれぞれ減額計上、農業費合わせまして2,144万円追加計上、2項林業費2目林業振興費及び3目町有林費におきましても、執行見込み額確定によりそれぞれ減額。

次のページになります。林業費合わせまして453万4千円減額計上、3項1目水産振興費は、19節負担金補助及び交付金で濤沸湖産かき貝町民即売会負担金執行残6万9千円減額計上を行うものであります。

補正予算書同じく31ページ、主要施策調25ページになります。7款商工費は、1項3目観光振興費で8節報償費から15節工事請負費において、それぞれ執行残を減額計上、商工費合わせまして56万2千円減額計上を行うものであります。

次のページになります。補正予算書32ページ、主要施策調26ページから28ページになります。

8款土木費2項2目道路新設改良維持費は、11節需用費から17節公有財産購入費まで、執行見込み額確定によりそれぞれ減額計上、19節負担金補助及び交付金は、道営農道整備事業負担金において、本年度執行経費及び翌年度繰越額との差額分として1,073万円追加計上するほか、22節保障補填及び賠償金は、執行見込み額確定により減額、道路橋梁費合わせまして310万6千円追加計上するものであります。

次のページになります。3項1目住宅管理費及び2目空家等対策費につきましても、執行見込み額確定によりそれぞれ減額、住宅費合わせまして22万1千円減額計上を行うものであります。

補正予算書、同じく33ページ、9款消防費につきましても、執行見込み額確定により減額計上を行うものであります。

次に、補正予算書、同じく33ページ、主要施策調29ページ及び30ページになります。10款教育費1項1目教育委員会費は、4節共済費で年度内執行に不足が見込まれる市町村職員共済組合負担金8万1千円追加、9節旅費から次のページになります。18節備品購入費及び5目教育支援員会費につきましても、執行見込み額確定によりそれぞれ減額、教育総務費合わせまして112万1千円減額計上するものです。

次に、2項小学校費1目学校管理費は、国の補正予算において事業採択となった義務教育施設、冷房設備整備事業において、15節工事請負費で4,578万4千円追加計上するほか、11節需用費で事業執行に係る事務費として消耗品費10万円追加、光熱水費につきましても、年度内執行に不足が見込まれる水道料及び電気料35万9千円追加計上するほか、14節使用料及び賃借料及び2目教育振興費につきましても、執行見込み額確定により減額、小学校費合わせまして4,555万6千円追加計上するものであります。

次のページになります。3項中学校費1目学校管理費は、小学校費同様に義務教育施設冷房設備整備事業において、15節工事請負費で2,845万1千円追加計上するほか、11節需用費で事業執行に係る事務費として消耗品費5万9千円追加、14節使用料及び賃借料及び2目教育振興費につきましても、執行見込み額確定によりそれぞれ減額、中学校費を合わせまして2,797万6千円追加計上するものです。

次に、5項社会教育振興費、次のページになります。6項保健体育費につきましても、各計上科目ともに執行残の減額計上を行うものでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入予算ですが、13ページにお戻りください。

初めに、9款地方交付税は、普通交付税の算定結果による財源調整として、1億1,274万5千円追加計上、11款分担金及び負担金は、1項1目農林水産業費分担金で、畑地かんがい施設維持管理費用の実績精査により、町営土地改良事業分担金5万2千円減額、道営草地畜産基盤整備事業分担金は、現年度執行分の事業料減に伴い、527万円減額、分担金合わせまして532万2千円減額計上、2項1目民生費負担金は、利用実績に伴い施設入所者等費用徴収金及び生きがい活動支援通所事業利用負担金について追加ないし減額、負担金合わせまして7万1千円減額計上を行うものであります。

次のページになります。13款国庫支出金は、1項1目民生費国庫負担金で、障害者介護給付費等負担金など、各負担金事業実績に伴う減額のほか、低所得者保険料軽減負担金は、実績に基づき4千円追加計上、2目衛生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の確定により71万円追加、療育医療費負担金は、実績結果により2万9千円減額、国庫負担金合わせまして527万9千円減額計上、2項2目民生費国庫補助金及び3目衛生費国庫補助金は、各補助金ともに事業実績及び交付対象経費確定により、それぞれ減額計上、6目土木費国庫補助金は、交付金の対象事業である橋梁長寿命化工事などの事業費確定に伴い、社会資本整備総合交付金1,763万8千円追加計上、7目教育費国庫補助金は、スクールバス購入に係る事業費確定に伴い、へき地児童生徒援助費補助金199万円追加するほか、義務教育施設冷房設備整備事業に係る交付金1,607万7千円追加、国庫補助金合わせまして3,372万9千円追加計上するものであります。

次のページになります。14款道支出金1項1目民生費道負担金及び2項衛生費道負担金は、国庫負担金同様に事業実績に伴う増減額を計上、道負担金合わせまして200万1千円減額計上するものであります。

次に、2項道補助金は、1目民生費道補助金から次のページになります。3目農林水産業費道補助金まで、各補助金ともに事業実績及び交付対象経費確定による増減をそれぞれ計上、道補助金合わせまして1,949万円減額計上するものであります。

次に、15款財産収入2項3目立木売り払い収入は、収入実績額80万円追加計上するものであります。

次のページになります。16款寄附金は、1件の指定寄附として総務費寄附金17万円追加、民生費寄附金は2件の指定寄附金25万円追加、ふるさと納税寄附金は当初予算計上額と実績見込み額との差額分として1億800万円減額、寄附金合わせまして1億758万円減額計上。

次に、17款繰入金は1項1目財政調整基金繰入金で、平成30年度当初予算編成において財源不足補填分として計上しておりましたが、決算見込みとして財源の留保が見込まれることから、7千万円全額を減額計上、3目ふるさと事業基金繰入金は、開庁100年記念事業費執行に係る財源として、歳出予算増額の311万7千円減額計上、基金繰入金合わせまして7,311万7千円減額計上するものであります。

次のページになります。2項1目介護保険特別会計繰入金は、介護予防支援事業の余剰見込み分として、38万8千円追加計上、18款繰越金は、財源調整分といたしまして1億795万2千円追加計上、19款諸収入4項1目雑入は、4節保険料収入から、次のページになります17節簡易省力化施設整備事業受託金まで、実績に基づき減額計上するほか、16節町営土地改良事業関係町負担金は、実績精査に基づき千円追加計上、雑入を合わせまして386万6千円減額計上するものであります。

20款町債は、第4表地方債補正で御説明いたしましたとおり、事業費の追加確定等により増減で、次のページになります。総額4,740万円追加計上するものであります。

議案書37ページ以降の給与費明細書につきましては、市町村職員共済組合負担金の追加のほか、各種委員報酬の実績額に伴う補正額分となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君）続きまして、議案第6号国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書の40ページとなります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ171万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億7,473万7千円とするものでございます。

48ページをお開きください。

まず、歳出予算の補正ですが、1款総務費は執行残及び額の確定によりまして、1項総務管理費7節賃金から3項運営協議会費9節旅費までを、それぞれ減額計上するものです。

次のページになります。

2款1項保険給付費は、前年度に比べ医療費が増加の傾向にあることから、給付推計等により療養費、高額療養費を追加し、出産育児諸費は見込み額精査によりまして減額をし、差し引き総額1,163万8千円を追加計上するものです。

3款国民健康保険事業納付金ですが、医療給付費分後期高齢者支援金等分、介護納付金分につきましては、いずれも今年度の額が確定しましたことから、それぞれの確定額により減額計上するものでございます。

次のページになります。

6款保険事業費は、1項特定健康診査等事業費において、補正額はございませんが、特定健康診査及び特定保健指導事業に係る道補助金額の確定により、財源の変更を計上するものです。2項保険事業費は、執行見込み額の精査により旅費、需用費、委託料を減額し、負担金補助及び交付金におきまして、一般被保険者予防接種事業負担金としまして、道の特別調整交付金の決定を受けたインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌予防接種事業に係る国保の加入者の接種実績342名分、105万5千円の特別会計負担分を、一般会計へ振替予算を追加、差し引き合計77万7千円を追加計上するものでございます。

8款1項償還金は、平成29年度の特定健康診査保険指導事業の実績による額の確定があり、国及び道から交付を受けた負担金等において、超過交付となっている総額21万1千円を返還金として追加計上す

るものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして44ページをお開きください。

1款1項国民健康保険料は、一般被保険者、退職被保険者それぞれ医療給付費分など、各区分毎の保険料の最終調定額見込み額から推計し、総額で2,513万6千円を減額計上し、2款1項道補助金ですが、1目保険給付費等交付金は、保険給付費の増加に伴い、保険給付費等交付金、普通交付金1,163万8千円追加、標準システム導入負担金に対する財源に変更が生じ、当初見込んでおりました次のページ、2目保険制度関係業務準備事業補助金1,130万5千円が全額減額となり、ページ戻りまして保険給付費等交付金、特別交付金により措置され、保険制度運用に対応するため実施しましたシステム改修経費に係る財源措置分83万4千円と合わせまして、1,213万9千円を追加、総額2,377万7千円を追加計上するものでございます。

4款1項一般会計繰入金ですが、事務費等及び出産一時金分の歳出見込み額減額相当分273万4千円減額に、国保基盤安定化負担金の確定によりまして260万6千円追加、差し引き総額12万8千円を減額計上するものであります。

5款前年度繰越金は、財源調整といたしまして1,113万8千円の追加計上するものであります。

6款諸収入1項延滞金及び加算金は、国民健康保険料延滞金収入実績から5万円を追加計上し、3項雑入3目一般被保険者返納金は、資格喪失後の給付費返還分としまして、230万3千円追加、6目療養給付費等交付金は、平成29年度実績額の確定により追加交付されました101万6千円をそれぞれ追加計上するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の55ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ413万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,260万6千円とするものでございます。

60ページをお開きください。

歳出予算の補正ですが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、広域連合からの額の確定通知によります事務費負担金34万6千円減額と、保険料調定見込み額の精査及び保険基盤安定負担金の確定によります保険料等負担金378万9千円減額を合わせました総額413万5千円を減額計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして58ページをごらんください。

1款1項後期高齢者医療保険料は、調定見込み額から現年度分保険料326万9千円を減額、2款1項一般会計繰入金は、歳出で申しあげました事務費及び保険基盤安定負担金の確定により、総額129万9千円減額、3款繰越金は前年度繰越金の繰越額の確定によりまして、43万3千円を追加計上するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書の62ページとなります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ保険事業勘定において935万1千円を追加、サービス事業勘定においては26万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を保険事業勘定5億4,073万4千円、サービス事業勘定2,182万6千円とするものでございます。

74ページをお開きください。

初めに、保険事業勘定の歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費は、執行見込みによります6万8千円を減額、1款2項認定調査費は、同じく執行見込み精算によりまして、役員費委託料を減額、認定審査依頼件数の増加により介護認定審査会共同設置負担金5万1千円を追加、差し引き合計29万1千円を減額計上するものでございます。

次のページになります。

2款1項介護サービス等諸費は、居宅介護、地域密着型介護、施設介護及び特定入居者介護、それぞれ

の給付費と審査支払い手数料について、今後の執行見込みの推計によりまして、追加または減額し、差し引き合計1,448万4千円を減額計上するものです。

3款1項地域支援事業費ですが、執行見込み精算によりまして、1目一般介護予防事業費13節委託料から3目任意事業20節扶助費までをそれぞれ減額。

4目介護予防生活支援サービス事業費では、利用実績に基づく総合事業に係る通所型サービス事業委託料を減額し、障害施設入居者に係るケアマネジメント委託料不足分を追加、介護予防生活支援サービスの費用に係る事業費負担金を減額、地域支援事業費総額で477万4千円を減額計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして70ページをお開きください。

2款国庫支出金から次のページ、4款支払い基金交付金につきましては、各介護サービス等保険給付費の推計に基づきまして、それぞれの負担割合に応じた負担金、交付金で追加または減額計上するものでございます。

6款繰入金ですが、1項一般会計繰入金では、各事業における執行見込み、実績値に基づきそれぞれ町が負担する割合に応じ追加、減額し、合計で75万1千円追加計上するものでございます。

7款繰越金は、額が確定しております前年度繰越金、保険給付費分243万7千円追加、地域支援事業費分を減額し、差し引き合計143万1千円を追加計上するものでございます。

8款諸収入は、一般介護予防及び通所型サービスの総合事業に係る利用負担分21万1千円を減額計上するものでございます。

続きまして、82ページをお開きください。

サービス事業勘定、歳出予算の補正ですが、1款1項居宅介護支援事業費になりますが、まず1目居宅介護支援事業費ですが、共済組合、退職手当組合の負担金不足分を追加し、執行見込みによりまして介護保険電算処理システム借り上げ料12万7千円減額、差し引き合計8万4千円を減額計上するものでございます。

2目介護予防支援事業費は、町外長期滞在者に係る介護予防支援を、滞在地居宅介護支援事業所に委託する経費4万円を減額、介護予防サービス計画費収入の増による収支黒字受託分の一般会計繰出金38万8千円の追加を合わせまして、差し引き合計34万8千円を追加計上するものでございます。

戻りまして、70ページになります。

歳入予算の補正です。1款サービス収入は、1項介護給付費収入及び2項予防給付費収入にそれぞれに対応するサービス事業の事業利用見込みの推計により追加し、2款1項一般会計繰入金は、居宅介護支援事業費の減額に伴う151万9千円を減額計上するものでございます。

なお、40ページ給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）続きまして、議案第9号平成30年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の85ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ503万円を減額し、予算の総額を1億7,425万1千円とするものでございます。

87ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございますが、小清水北地区電気計装整備事業債につきまして、事業費の確定に伴い限度額を変更するものであります。

92ページをお願いいたします。

初めに、歳出予算の補正でございますが、主なものなどについてのみ御説明させていただきます。

1款総務費ですが、1項1目水道運営審議会費は、開催回数に減に伴い8万5千円減額、2款事業費1項1目維持管理費につきましては、不足が見込まれる上下水道管路図システム改修費用の追加のほか、執行見込み及び事業費の確定等に伴い、合わせて411万3千円減額計上するものです。

次のページになります。

2款1目建設改良費につきましても、事業費の確定に伴い83万2千円減額計上するものです。

次に、歳入でございますが、89ページにお戻り願います。

2款1項1目簡易水道事業費国庫補助金は、事業費の確定により3万3千円減額、4款2項1目簡易水道事業財政調整基金繰入金は、決算見込みにより財源の確保が見込まれることから、基金からの繰り入れはせず、600万円全額を減額、5款繰越金は、財源調整といたしまして108万3千円追加。

次のページの7款町債は、第2表地方債補正でも説明したとおり、事業費の確定によりまして80万円を減額計上するものでございます。

なお、給与費明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第10号平成30年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の96ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ619万6千円を減額し、予算の総額を2億4,338万8千円とするものでございます。

98ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございますが、農業集落排水施設機能強化事業債につきまして、事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

102ページをお開き願います。

歳出予算の補正でございますが、1款総務費1項1目一般管理費につきまして、旅費の執行見込みによる減額、2款事業費になります。1項1目維持管理費につきましては、不足が見込まれます上下水道管路図システム改修費用の追加のほか、光熱水費の減額を合わせて93万6千円減額、2項1目建設改良費につきましては、それぞれ事業費の確定によりまして、総額514万2千円減額計上するものであります。

次に、歳入でございますが、100ページにお戻り願います。

2款1項1目農業集落排水事業費補助金は、事業費の確定に伴い363万9千円減額、5款繰越金は財源調整といたしまして、44万3千円追加、7款町債は、第2表地方債補正で説明したとおり、事業費の確定によりまして300万円減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第5号、平成30年度小清水町一般会計補正予算（第6号）について質疑を受けます。はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。ただいま説明がありました補正予算書の30ページの下段であります6款2項3目の町有林費の中の15節造林事業工事請負費等ですね、当初事業に比べて造林事業の請負の金額がこの数字になった、その事業の経過、内容についてわかれば御説明願いたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）工藤議員からの御質問にお答えをしたいと思います。

町有林費の15節工事請負費で農林事業の工事請負費が297万9千円減額ということでさせていただいております。

本事業につきましては、北海道の造林事業費道補助金を受けながら、あと立木売払収入という形で一般財源がなるべく出ないように、事業を実施させていただいたところです。

当初、予算計上では、公共事業費ということで北海道の方から68%の補助金を受ける事業で申請をしていたんですが、対象外ということで非交付という形で減額になったものですから、その範囲の中で事業を実施してきたという内容になっています。

間伐につきましては、主要施策の24ページに記載のとおり、それぞれ実施面積を減という形で事業を執行させていただいて、執行の残という形で今回の減額補正をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○5番（工藤孝一君）はい。

- 議長（坂田秀昭君）ほかに質疑のある方。
（「なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第5号、採決いたします。
原案のとおり決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、議案第5号、原案のとおり可決されました。
次に、議案第6号、平成30年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を受けます。
（「なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第6号、採決いたします。
原案のとおり決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、議案第6号、原案のとおり可決されました。
次に、議案第7号、平成30年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について質疑を受けます。
（「なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第7号、採決いたします。
原案のとおり決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、議案第7号、原案のとおり可決されました。
次に、議案第8号、平成30年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を受けます。
（「なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第8号、採決いたします。
原案のとおり決するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第8号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成30年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について質疑を受けません。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第9号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第9号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成30年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を受けません。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第10号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第10号、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、議案第17号、小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただいま上程されました議案第17号、小清水町過疎地域自立促進市町村計画の変更について御説明を申し上げます。

本計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正を受け、平成28年度から平成32年度までを計画期間として、平成28年3月に町議会の議決をいただき策定したところであり、今回の計画変更につきましては、現行の搭載計画に新規事業追加の計画変更を行うものでございます。

議案書58ページの別紙過疎地域自立促進市町村計画変更をごらん願います。

変更の内容は、計画本文の6、教育の振興に学校教育関連施設といたしまして、教職員住宅7棟の購入事業を追加するものです。

本計画の変更に関しましては、本年1月22日付をもって北海道との協議が整いましたことから、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けません。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第17号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時13分

○議長（坂田秀昭君）それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎同意第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第20、同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

オホーツク町村公平委員会は、昭和42年に網走支所管内町村公平委員会として設置され、現在13カ町村及び4つの一部事務組合をもって構成されており、公平委員の定数は3名で、任期は4年と定められております。

このうち、現委員であります高畑秀美氏は、平成27年4月に就任して以来、1期4年にわたり重責を果たされてきたところでありますが、本年3月31日付で任期満了となるところでございます。

このことに伴いまして、オホーツク町村公平委員会共同設置地方公共団体長である大空町長より推薦があり、引き続き高畑秀美氏を選任申し上げたいと存じまして、本案を提案した次第でございます。

経歴等につきましては、お手元の資料のとおりでございまして、詳細の説明は省略させていただきたいと存じますが、円満な人柄と豊富な経験を持った方でございまして、公平委員の候補者として関係町村長の協議が整いましたので、御案内申し上げた次第でございます。

原案のとおり御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第1号、本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意第1号、原案のとおり同意と決定いたしました。

◎議案第11号 乃至 議案第16号

○議長（坂田秀昭君）日程第21、議案第11号ないし日程第26、議案第16号、平成31年度小清水町一般会計予算について、平成31年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、平成31年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、平成31年度小清水町介護保険特別会計予算について、平成31年度小清水町簡易水道特別会計予算について、平成31年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算についてを一括して議題といたします。

町長より町政執行方針について説明したい旨求められておりますので、これを許し、あわせて各会計予算案の提案説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）本日ここに、平成31年第1回小清水町議会定例会が開催され、平成31年度各会

計予算案を初め、各般にわたる枢要な案件につきましての御審議をいただくに当たりまして、町政運営に取り組む私の所信と施策の大綱を御説明申し上げ、町議会議員の皆さまを初め、町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

(町政執行方針・記載省略)

引き続き、議案第11号ないし議案第16号、平成31年度小清水町各会計予算案について御説明申し上げます。

平成31年度各会計予算案は、一般会計5億6,400万円、国民健康保険特別会計8億9,797万4千円、後期高齢者医療特別会計9,050万4千円、介護保険特別会計5億8,339万2千円、簡易水道特別会計1億4,399万9千円、農業集落排水事業特別会計1億3,015万9千円、各会計の合計は71億1,002万8千円と策定した次第であります。

以下、主要事項を中心として、予算案の概要については副町長から御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げます。

なお、今後とも町政の推進に当たりまして、町議会議員の皆様を初め、町民の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）ここで昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後0時55分

○議長（坂田秀昭君）それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

鈴木副町長より各会計予算案について提案を申し述べさせて、よろしく願います。

鈴木副町長。

○副町長（鈴木祐之君）それでは、私のほうから、各会計予算案の主要事項を中心に説明をさせていただきます。

14ページをお開きください。

(各会計予算提案大要説明・記載省略)

○議長（坂田秀昭君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時25分

再開 午後1時36分

○議長（坂田秀昭君）それではそろいましたので、休憩前に引き続き、鈴木副町長より提案説明を続けていただきます。

○副町長（鈴木祐之君）それでは農林水産業費関係になります。

(各会計予算提案大要説明・記載省略)

○副町長（鈴木祐之君）以上をもちまして、平成31年度各会計予算案の説明を終わらせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

お諮りいたします。

明日は、議案審査のため休会にしたいと思います。

したがって、明後日、7日、午前9時30分より本会議を開きたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上、本日はこれで延会といたします。

大変お疲れさまでございました。御苦労さまでございました。

(午後2時15分)